

高齢者施設の施設整備費補助制度の概要

施設種別	概要	施設規模	整備費補助単価 (創設の場合) ※高騰加算を含む	備考
特別養護 老人ホーム	要介護3以上の方が対象の 介護保険施設。 生活支援・介護サービスが 提供される。	定員30人以上	定員1人当たり 625万円 (ユニット型の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 整備率に応じて最大1.8倍の促進係数(令和3年度から拡充)や各種加算あり
介護老人保健施設	在宅復帰ができるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護サービスを提供する施設	—		
認知症高齢者 グループホーム	要介護1(一部要支援2)以上の認知症の方が対象。9人1単位で家庭的な共同生活を送る住まい	最大3ユニット (定員27人)	<ul style="list-style-type: none"> 1ユニット当たり 2,500万円 1施設あたり 3,360万円 	<ul style="list-style-type: none"> 併設加算等あり 重点的緊急整備地域においては、1ユニット当たり3,750万円
都市型軽費 老人ホーム	都市部等において低所得者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホーム	定員5人以上 20人以下	定員1人当たり 500万円	<ul style="list-style-type: none"> 併設加算あり 対象地域は23区、武蔵野市、三鷹市(一部地域)
小規模多機能型居 宅介護	通所サービスを中心に、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ、居宅生活の継続を支援する。	登録定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 重点整備事業 3,993.7万円/施設 (宿泊定員9人の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等重点整備事業は未実施の区市町村あり
看護小規模多機能 型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、医療ニーズの高い利用者の居宅生活の継続を支援する。	登録定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 整備助成事業 3,360万円/施設 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等整備助成事業は併設加算あり
地域密着型特別養 護老人ホーム	定員29名以下の特別養護老人ホーム	定員29人以下	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等 重点整備事業 8,087.5万円/施設 (定員29人の場合) 地域密着型サービス等 整備助成事業 定員1人当たり 448万円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス等重点整備事業は未実施の区市町村あり。 地域密着型サービス等重点整備事業で整備促進地域の場合は、12,131.2万円/施設

○施設整備費補助については、特別養護老人ホームと介護老人保健施設は都から、都市型軽費老人ホームと認知症高齢者グループホーム等地域密着型サービスの施設は区市町村から補助されますが、整備をお考えの際は、まずは整備地の所在区市町村にご相談ください。